

川崎市交通局市バス営業所改革アドバイザーに関する実施要綱

平成23年2月28日

22川交庶第883号

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市交通局非常勤嘱託員に関する基準要綱（平成19年3月26日付け18川交庶第1009号。以下「基準要綱」という。）第34条の規定に基づき、法令等に別の定めがあるものを除くほか、川崎市交通局市バス営業所改革アドバイザー非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 嘱託員の職名は、市バス営業所改革アドバイザー非常勤嘱託員という。

(職及び職務)

第3条 嘱託員の職は、市バス営業所改革アドバイザーとし、職務の内容は別に定めるとおりとする。

(定数)

第4条 嘱託員の定数は、3名とする。

(任用期間)

第5条 嘱託員の任用期間は、任用条件書に定める。

(勤務場所、勤務日及び勤務時間等)

第6条 嘱託員は、管理課に勤務し、勤務日及び勤務時間等については次の各号に定めるとおりとする。

(1) 勤務日は1月のうち16日かつ週のうちあらかじめ指定する4日以内の日とする。

(2) 1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から正午、午後0時45

分から午後5時までの7時間45分とし、その他の場合は、勤務開始時刻から休憩時間を除き7時間45分とする。

(3) 休憩時間は、正午から午後0時45分までの45分とし、その他の場合は、1日の勤務の途中における45分とする。

(休日等)

第7条 嘱託員の休日等は、割り振られた勤務日以外の日とする。

(報酬)

第8条 嘱託員の報酬額は、次のとおりとする。

(1) 第1種報酬の額は、月額304,000円とする。

(2) 第2種報酬の額は、局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。